

# 平成23年第4回常陸太田市議会定例会会議録

## 目 次

招集告示.....	5
平成23年第4回常陸太田市議会定例会会期日程.....	6
第1号 9月6日(火)	
○議事日程(第1号).....	7
○本日の会議に付した事件.....	8
○出席議員.....	9
○説明のため出席した者.....	9
○事務局職員出席者.....	9
開 会.....	9
開 議.....	9
○会議録署名議員の指名.....	9
○諸般の報告.....	10
○日程第 1 会期の決定.....	12
○日程第 2 報告第25号ないし報告第26号(一括上程).....	12
○日程第 3 議案第48号ないし議案第61号(一括上程).....	14
提案理由説明.....	14
○日程第 4 議案第62号ないし議案第73号(一括上程).....	20
提案理由説明.....	21
○日程第 5 議案第74号ないし議案第83号(一括上程).....	30
提案理由説明.....	30
散 会.....	36
第2号 9月8日(木)	
○議事日程(第2号).....	37
○本日の会議に付した事件.....	37
○出席議員.....	37
○説明のため出席した者.....	37
○事務局職員出席者.....	37
開 議.....	38
○諸般の報告.....	38
○日程第 1 一般質問 8番 菊池 伸也君.....	38

2 番 赤堀 平二郎君.....	4 4
1 番 藤田 謙二君.....	4 8
6 番 平山 晶邦君.....	5 5
9 番 深谷 秀峰君.....	6 1
3 番 木村 郁郎君.....	6 9
散 会.....	7 3

第3号 9月9日(金)

○議事日程(第3号).....	7 5
○本日の会議に付した事件.....	7 5
○出席議員.....	7 5
○説明のため出席した者.....	7 5
○事務局職員出席者.....	7 5
開 議.....	7 6
○日程第 1 一般質問 7 番 益子 慎哉君.....	7 6
2 2 番 宇野 隆子君.....	8 2
4 番 深谷 涉君.....	9 9
散 会.....	1 1 1

第4号 9月12日(月)

○議事日程(第4号).....	1 1 3
○本日の会議に付した事件.....	1 1 3
○出席議員.....	1 1 3
○説明のため出席した者.....	1 1 3
○事務局職員出席者.....	1 1 4
開 議.....	1 1 4
○日程第 1 議案質疑 報告第25号ないし議案第83号(一括上程).....	1 1 4
質 疑 6 番 平山 晶邦君.....	1 1 4
質 疑 2 2 番 宇野 隆子君.....	1 1 6
○日程第 2 請願第1号ないし請願第2号.....	1 2 3
散 会.....	1 2 3

第5号 9月21日(水)

○議事日程(第5号).....	1 2 5
○本日の会議に付した事件.....	1 2 5

○出席議員	1 2 5
○説明のため出席した者	1 2 5
○事務局職員出席者	1 2 6
開 議	1 2 6
○日程第 1 委員長報告 議案第 4 8 号ないし議案第 8 3 号 請願第 1 号ないし請願第 2 号	
総務委員長 益子 慎哉君	1 2 6
文教民生委員長 深谷 秀峰君	1 2 7
産業建設委員長 高星 勝幸君	1 2 7
決算特別委員長 深谷 秀峰君	1 2 8
討 論 2 2 番 宇野 隆子君	1 2 9
採 決	1 3 1
○日程第 2 議案第 8 4 号	1 3 4
提案理由説明	1 3 4
採 決	1 3 5
○日程第 3 議員提案第 2 号	1 3 5
提案理由説明	1 3 6
採 決	1 3 7
○日程第 4 議員派遣について	1 3 7
採 決	1 3 7
追加日程 議員提案第 3 号	1 3 7
提案理由説明	1 3 8
採 決	1 3 9
閉 会	1 4 0

## 資 料

議案等委員会付託表	1 4 1
請願文書表(第 1 号)	1 4 3
一般質問発言通告者及び発言要旨	1 4 4
総務委員会審査報告書	1 4 8
文教民生委員会審査報告書	1 5 0
産業建設委員会審査報告書	1 5 1
決算特別委員会審査報告書	1 5 3
教育予算の拡充を求める意見書	1 5 5

常陸太田市告示第 1 1 1 号

平成 2 3 年第 4 回常陸太田市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 3 年 8 月 3 0 日

常陸太田市長 大 久 保 太 一

1. 期 日 平成 2 3 年 9 月 6 日
2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成23年第4回常陸太田市議会定例会会期日程

平成23年9月6日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
9月 6日	火	本 会 議	1.開 会                      2.会期の決定 3.議案説明
9月 7日	水	休 会	
9月 8日	木	本 会 議	1.一般質問
9月 9日	金	本 会 議	1.一般質問
9月10日	土	休 会	
9月11日	日	休 会	
9月12日	月	本 会 議	1.議案質疑                      2.委員会付託
		委 員 会	1.議会活性化特別委員会
9月13日	火	委 員 会	1.総務委員会                      2.文教民生委員会
9月14日	水	委 員 会	1.産業建設委員会
9月15日	木	委 員 会	1.決算特別委員会
9月16日	金	委 員 会	1.決算特別委員会
9月17日	土	休 会	
9月18日	日	休 会	
9月19日	月	休 会	
9月20日	火	休 会	
9月21日	水	本 会 議	1.委員長報告(質疑・討論・採決) 2.閉 会

平成23年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成23年9月6日(火)

議事日程(第1号)

平成23年9月6日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第25号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率の報告について  
報告第26号 平成22年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 3 議案第48号 常陸太田市山田川出水災害危険区域に関する条例の制定について  
議案第49号 常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第50号 常陸太田市市税条例等の一部改正について  
議案第51号 常陸太田市都市計画税条例の一部改正について  
議案第52号 常陸太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について  
議案第53号 常陸太田市工事分担金条例の一部改正について  
議案第54号 消防ポンプ自動車購入契約について  
議案第55号 高規格救急自動車購入契約について  
議案第56号 水郡線常陸太田駅改良工事平成23年度委託契約の変更契約の締結について  
議案第57号 水郡線常陸太田駅改良工事の精算について  
議案第58号 訴えの提起について  
議案第59号 常陸太田市道路線の廃止について  
議案第60号 常陸太田市道路線の変更について  
議案第61号 常陸太田市道路線の認定について
- 日程第 4 議案第62号 平成22年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第63号 平成22年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第64号 平成22年度常陸太田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第65号 平成22年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第66号 平成22年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第67号 平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第 68 号 平成 22 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 69 号 平成 22 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 70 号 平成 22 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 71 号 平成 22 年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 72 号 平成 22 年度常陸太田市水道事業会計決算認定について
- 議案第 73 号 平成 22 年度常陸太田市工業用水道事業会計決算認定について
- 日程第 5 議案第 74 号 平成 23 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 75 号 平成 23 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 76 号 平成 23 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 77 号 平成 23 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 78 号 平成 23 年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 79 号 平成 23 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 80 号 平成 23 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 81 号 平成 23 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 82 号 平成 23 年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 83 号 平成 23 年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第 25 号ないし報告第 26 号（一括上程・報告案件説明）
- 日程第 3 議案第 48 号ないし議案第 61 号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 4 議案第 62 号ないし議案第 73 号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 5 議案第 74 号ないし議案第 83 号（一括上程・提案理由説明）

## 出席議員

議長	茅根 猛 君	副議長	山口 恒男 君
1番	藤田 謙二 君	2番	赤堀 平二郎 君
3番	木村 郁郎 君	4番	深谷 涉 君
5番	鈴木 二郎 君	6番	平山 晶邦 君
7番	益子 慎哉 君	8番	菊池 伸也 君
9番	深谷 秀峰 君	10番	高星 勝幸 君
11番	荒井 康夫 君	12番	成井 小太郎 君
14番	片野 宗隆 君	15番	福地 正文 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君
19番	黒沢 義久 君	20番	沢 畠 亮 君
21番	高木 将 君	22番	宇野 隆子 君

## 説明のため出席した者

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	中原 一博 君	総務部長	江幡 治 君
政策企画部長	佐藤 啓 君	市民生活部長	川上 明文 君
保健福祉部長	安田 隆 君	産業部長	井坂 孝行 君
建設部長	菊池 拓夫 君	会計管理者	岡部 芳雄 君
上下水道部長	鈴木 則文 君	消防長	福地 利壽 君
教育次長	山崎 修一 君	秘書課長	宇野 智明 君
総務課長	荻津 一成 君	監査委員	中村 弘 君

## 事務局職員出席者

事務局長	吉成 賢一	主査兼議事係長	関 勝則
総務係長	榊 一行		

午前10時開会

議長（茅根猛君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は22名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成23年第4回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

## 会議録署名議員の指名

議長（茅根猛君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により

8番 菊池伸也君 21番 高木将君

の兩名を指名いたします。

#### 諸般の報告

議長（茅根猛君） 諸般の報告を行います。

初めに、議長会の経過についてご報告いたします。

去る7月29日、那珂市において県北市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました印刷物によりご承知願います。

次に、地方自治法第233条第5項の規定により、平成22年度常陸太田市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果報告書が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、平成23年6月、7月、8月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されております。また、同じく監査委員から、平成23年度財政援助団体等監査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市長	大久保 太一君	副市長	梅原 勤君
教育長	中原 一博君	総務部長	江幡 治君
政策企画部長	佐藤 啓君	市民生活部長	川上 明文君
保健福祉部長	安田 隆君	産業部長	井坂 孝行君
建設部長	菊池 拓夫君	会計管理者	岡部 芳雄君
上下水道部長	鈴木 則文君	消防長	福地 利壽君
教育次長	山崎 修一君	秘書課長	宇野 智明君
総務課長	荻津 一成君	監査委員	中村 弘君

以上、16名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 市長あいさつ

議長（茅根猛君） この際、市長より招集のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 皆さん、おはようございます。本日は平成23年第4回市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。日ごろから市政の進展と円滑な運営のために格別なるご高配をいただいております。この機会に改めまして心から感謝を申し上げる次第でございます。

初めに、国では管内閣が総辞職をいたしまして、野田内閣が二日に発足いたしました。震災復

興と原発事故対応，世界的な景気低迷と円高対応など，直面する日本の課題は明確になっております。新首相には日本が目指す方向性を示し，被災した地域の早期復興と生活の安定，地域経済の活性化に全力で取り組んでいただきたいと存じます。

さて，3月11日の東日本大震災からまもなく半年が経過いたします。これまで市民の皆様を初め，全国各地からたくさんの義援金や支援物資が寄せられました。心から感謝を申し上げます。

震災からの復興，復旧については，被災した市民生活を支援するための応急対策や道路，橋梁，上下水道，学校教育施設など，緊急に処理すべき課題が数多くございます。また，福島原子力発電所の事故は，依然として終息の確たる見通しがたっておらず，市民の皆様の日常生活や本市の経済活動に極めて大きな影響を及ぼしているところでございます。これまで市民生活の再生，再建を最優先事項として，いち早く本市独自の支援制度を立ち上げるとともに，道路，上下水道，教育施設など，社会基盤の復旧を進めてまいったところでございます。

また，放射性物質に対する市民の皆様の不安を少しでも解消するため，大気や水質，農地，農産物の放射線量の測定，分析を国や県及び関係機関との連携を図りながら実施してまいりました。その結果につきましては，ホームページに掲載するとともに，広報紙や防災無線等でお知らせをしているところでございます。さらには，町の元気を取り戻すために，市内外で本市の安心，安全な農産物の販売，PR活動を積極的に実施してまいりました。

我が国全体が非常事態である今，国と地方が総力を結集して早期復興を成し遂げる必要がございます。国は公共施設の復旧と地域の復興を早期に図るため，一刻も早い財政措置を講じるとともに，市町村に対する緊急の財政支出を行う必要があります。また，放射性物質に対する不安や不信感を解消するため，放射線量の安全基準値を早急に策定し公表する必要があると思います。これらの実現について，国，県に対して茨城県市長会を通しての要望と市独自の要望を実施しているところでございます。東京電力に対しても，原発事故の早期終息と損害に対する完全賠償について早急に対策を講じるよう要望しております。

震災を乗り越え，震災以前にも増して活力にあふれ，安心で安全な町として発展するため，全力を傾注して取り組みを進めてまいりました。今後は，復旧，復興に向けた目標や方向，施策をわかりやすく示すことにより，市民，団体，企業と目標を共有しながら，市民協働によるさらなる復旧，復興を進めてまいりたいと考えております。皆様のさらなるご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

次に，本市の平成22年度一般会計における決算の状況でございますが，実質単年度収支は5億3,200万円の黒字となっております。経常収支比率は，扶助費や繰出金が増額となりましたものの，人件費や公債費などの減少により，前年度比1.3ポイント減の91.5%となっております。また，実質公債費率は，前年度比1.8ポイント減の10.8%，将来負担比率は23.9ポイント減の40.5%となっております。公債費や市債現在高の減額と普通交付税の増額により，実質公債費率，そして将来負担比率ともに早期健全化基準を大きく下回っております。財政力指数につきましては，合併特例債償還費など基準財政需要額の増加と市税など基準財政収入額の減額により，前年度比0.017ポイント減の0.432となっております。引き続き，計

画的な納税指導，そして効率的な収納体制の整備を図りまして，自主財源の確保に努めてまいります。また，行財政の合理化，効率化を念頭に置きながら，限られた財源を有効に活用し，市政運営を進めてまいります。

次に，提案いたします一般会計補正予算につきましては，地方財政法に基づく歳計剰余金の積み立て，消費拡大と地域経済の活性化を図るためのプレミアム商品券事業費補助金，震災に伴う経費として被災者用住宅の借り上げ料，市単独による東日本大震災被害対策費支援金の追加分，農業関係施設の復旧に要する経費の助成，宮ノ脇保育園復旧費用などを計上いたしました。

最後に，本日提案いたします案件でございますが，決算に基づく健全化判断比率及び決算の資金不足比率の報告が各 1 件，条例の制定が 1 件，条例の一部改正が 5 件，契約関係が 3 件，常陸太田駅改良工事の精算が 1 件，訴えの提起が 1 件，市道路線の廃止，変更並びに認定が各 1 件，平成 22 年度各会計の決算認定 12 件，平成 23 年度一般会計並びに特別会計の補正予算 10 件，合わせまして 38 件でございます。

なお，今会期中に人事案件 1 件を追加提案する予定でございますので，あらかじめご了承を賜りたいと思います。

各議案の提案理由などにつきましては，議題となりましたときに，副市長及び担当部長からそれぞれご説明申し上げます。各議案とも慎重にご審議をいただき，原案のとおり承認，可決，認定，同意を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（茅根猛君） 本日の議事日程は，お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

#### 日程第 1 会期の決定

議長（茅根猛君） 日程第 1，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は，お手元に配付いたしました会期予定表のとおり，本日から 9 月 21 日まで 16 日間といたしたいと思いますが，これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。

よって，会期は本日から 9 月 21 日まで，16 日間と決定いたしました。

#### 日程第 2 報告第 25 号ないし報告第 26 号

議長（茅根猛君） 次，日程第 2，報告第 25 号平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について，報告第 26 号平成 22 年度決算に基づく資金不足比率の報告について，以上 2 件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） それでは説明をさせていただきます。

報告第25号でございます。議案書1ページをお開きいただきます。報告第25号平成22年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成22年度決算に基づき算定した健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

2ページをお開きいただきます。まず、実質赤字比率でございますが、これは一般会計の実質収支が赤字となった場合、赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。平成22年度一般会計実質収支は7億1,509万3,543円の黒字で決算しておりますので該当がございません。ちなみに、これにかかわる早期健全化基準でございますが12.66%となっております。

次に、連結実質赤字比率でございますが、全会計における実質収支の赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率でございます。これにつきましてもすべての会計において赤字額または資金不足額が生じておりませんので該当がございません。ちなみに、これに係る早期健全化基準は17.66%となっております。

次に、実質公債費比率でございます。これは一般会計が負担した実質的な公債費の標準財政規模に対する比率でございます。実質的公債費は公益企業会計や一般事務組合、地方公社、第3セクター等の償還のうち、一般会計が負担した額を含めたものとなっております。なお、この比率は、平成20年度決算から22年度決算までの3カ年平均となっております。この比率につきましては、前年比1.8ポイント減の10.8%となっております。早期健全化基準の25.0%を下回っております。

最後に、将来負担比率でございます。一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。将来負担には一般会計の地方債現在高だけでなく、職員の退職手当引当金や公営企業会計、一部事務組合、地方公社、第3セクターなどの負債のうち、一般会計が将来負担すべき額を含めたものでございます。この比率につきましては、前年比23.9ポイント減の40.5%となっております。早期健全化基準の350.0%を下回っております。これらの基準を1つでも上回った場合、早期是正措置といたしまして、財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て知事に報告することになります。なお、参考といたしまして、健全化判断比率の算出シートを提出させていただきました。平成23年9月6日提出、市長名でございます。

3ページからは、監査委員の意見書でございます。

続きまして、報告第26号でございます。7ページをお開きいただきます。報告第26号平成22年度決算に基づく資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年度決算に基づき算定した資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

8ページをお開きいただきます。資金不足比率でございますが、これは公営企業における資金不足額が料金収入などの事業規模に対してどの程度になっているかの比率でございます。資金不足額は一般会計の実質赤字に相当するものでございます。これにつきましては、すべての公営企業会計において資金不足が生じておりませんので該当がございません。ちなみに、これらに係る

経営健全化基準は20.0%となっております。なお、この基準を超えた場合、企業ごとに経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て知事に報告することになります。平成23年9月6日提出、市長名。

9ページからは監査委員の意見書がございます。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

### 日程第3 議案第48号ないし議案第61号

議長（茅根猛君） 次、日程第3、議案第48号常陸太田市山田川出水災害危険区域に関する条例の制定について、議案第49号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第50号常陸太田市市税条例等の一部改正について、議案第51号常陸太田市都市計画税条例の一部改正について、議案第52号常陸太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第53号常陸太田市工事分担金条例の一部改正について、議案第54号消防ポンプ自動車購入契約について、議案第55号高規格救急自動車購入契約について、議案第56号水郡線常陸太田駅改良工事平成23年度委託契約の変更契約の締結について、議案第57号水郡線常陸太田駅改良工事の精算について、議案第58号訴えの提起について、議案第59号常陸太田市道路線の廃止について、議案第60号常陸太田市道路線の変更について、議案第61号常陸太田市道路線の認定について、以上14件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） それでは説明をさせていただきます。

議案第48号常陸太田市山田川出水災害危険区域に関する条例の制定についてでございます。常陸太田市山田川出水災害危険区域に関する条例を次のように制定するものとする。平成23年9月6日提出、市長名。

提案理由でございます。平成20年7月に水府地区の東連地町内に完成しました久慈川水防対策特定河川事業でございますが、これに伴います輪中堤及び宅地のかさ上げ事業区域につきましては、過去に幾多の洪水被害を受けてきた地域でありますことから、災害危険区域に指定し、建築物の建築制限について定めるため、本条例を制定するものであります。

第1条につきましては、条例の趣旨の定めでございます。第2条第1項につきましては、出水による危険が著しい区域について、防災関係者の意見を聞いて市長が指定することの定めでございます。第2項は告示と縦覧の定めでございます。第3項は工事の定めであります。第4項は、災害危険区域指定の変更または解除についての定め。第3条につきましては、災害区域の指定の案の縦覧の定めに関する定めでございます。第4条につきましては、建築物の制限の定めでありまして、第1号から4号にかけては例外規定でございます。

なお、本条例は公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案書の15ページをお開き願います。議案第49号常陸太田市特別職の職員で

非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成23年9月6日提出，市長名。

提案理由でございますが、スポーツ振興法が平成23年6月24日に公布され、同年8月24日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

具体的には次のページでございますが、昭和36年に制定されましたスポーツ振興法が50年ぶりに改正されたことにより、体育指導員の職名を改正するものでございます。

続きまして、議案第50号、議案書18ページでございます。常陸太田市市税条例等の一部改正について、常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成23年9月6日提出，市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布、その一部が同日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

本改正は、第1条が常陸太田市市税条例の一部改正、第2条が常陸太田市市税条例の一部を改正する条例、第3条が常陸太田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正の3条からなります。

主な内容でございますが、地方税法の一部改正に伴い、料金を3万円以下から10万円以下に科する罰則の見直し、それから追加、あるいは文言等の整理、特例の適用期限の延長等でございます。具体的には新旧対照表でご説明をさせていただきます。

26ページでございます。第1条関係でございますが、常陸太田市市税条例の一部改正の新旧対照表でございます。第12条は、市民税の納税管理人に係る不申告に関する料金についての罰則の見直しでございます。第16条の7は寄附金税額控除で、地方税法の一部改正による寄附金税額控除の適用加減額の引き下げに伴う文言の整理、控除額計算方法の記載の簡略化です。

29ページをお開きいただきまして、18条の3は文言の整理でございます。

30ページの18条の4、それから、32条の10は文言の整理と罰則の見直しでございます。40条は条項繰り上げに伴う引用条項の変更。

31ページの44条、それから、第54条及び65条につきましては罰則の見直しでございます。

32ページの77条の2、それから82条の2及び84条につきましては、罰則の条文の追加及び罰則の見直しでございます。

33ページの105条及び111条の2につきましては、罰則の見直し及び罰則の条文の追加でございます。113条の3につきましては、常陸太田市市税条例第111条の2が追加されたことによる条項の繰り下げでございます。

34ページの附則、第5条の4につきましては、控除額の計算方法についての記載の簡略化でございます。

35ページにつきましては、附則の第6条、適用規定の延長、それから適用要件の記載の簡略化でございます。

37ページでございますが、附則第8条の2につきましては、高齢者の住宅の安定確保に関する

る法律の改正に伴う引用条項の変更でございます。

38ページの附則第14条の3から45ページの附則第17条の4までは、文言の整理でございます。

46ページの第2条第2項、それから、第16項及び次のページの21項につきましては、市民税の軽減税率の特例の延長でございます。

48ページですが、第1条第4号につきましては、所得計算の特例の施行日の延長でございます。2条第6項につきましては、平成25年度を平成27年度に改正するものでございます。

24ページにございますけれども、お戻りいただきますが附則でございます。第1条は施行期日、第1号から3号に掲げる規定をもとに、公布の日から施行するものでございます。第2条は市民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は罰則に関する経過措置でございます。

続きまして、議案書49ページをお開きいただきます。議案第51号常陸太田市都市計画税条例の一部改正について、常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成23年9月6日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布、その一部が同日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、51ページの新旧対照表で説明をさせていただきますが、第2条、納税義務者等につきましては、引用条項の繰り上げ及び削除、それから整理でございます。附則の第12条につきましては引用条項の変更。

それから、50ページにお戻りいただきまして、附則で1条が施行期日でございます。公布の日からの施行、それから、第2条は経過措置でございます。

続きまして、52ページをお開きいただきます。議案第52号常陸太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございます。常陸太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成23年9月6日提出、市長名。

提案理由でございます。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が、平成23年7月29日に公布、同日から施行されたことに伴う条例の一部改正でございます。

54ページをお開きいただきます。新旧対照表でご説明させていただきますが、第4条、災害弔慰金を支給する遺族でございますが、これまで支給対象となる遺族につきましては、第2号に規定する遺族のみでございました。これらがすべていない場合は、同居または生計を一にする兄弟姉妹に対して支給できる規定を第3号として追加するものでございます。これに合わせて第1号中遺族の定義規定を入れてございます。

53ページにお戻りいただきまして附則でございますが、本条例は公布の日から施行し、3月11日、東日本大震災があったときから適用するものでございます。

続きまして、55ページをお開きいただきます。議案第53号常陸太田市工事分担金条例の一部改正についてでございます。常陸太田市工事分担金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成23年9月6日提出、市長名。

提案理由でございますが、東日本大震災における災害復旧に対応するため、本条例の一部改正を行うものであります。3月11日に発生しました東日本大震災により、甚大な被害を受けました市内農業関係施設の復旧において急を要するため、土地改良区及び水利組合にかわりまして市が実施いたしましたことから、施工に係る分担金の徴収項目について条例で追加するものでございます。

具体的には57ページの新旧対照表でご説明いたします。第1条につきましては、市が災害の復旧において代行し実施できるものを追加し、農地災害復旧事業を農地・ため池・用排水路・用水施設の災害復旧事業に改めます。第3条第1号につきましては、第1条の復旧に要した費用の徴収について、ただいまの事業の分担金、農地・ため池・用排水路・用水施設の災害復旧事業の分担金総額は、補助事業に要する経費のうち、国または県から受ける補助金の額を差し引いた額の範囲内とするものでございます。なお、本条例は公布の日から施行するものであります。

58ページをお開きいただきます。議案第54号消防ポンプ自動車購入契約についてでございます。平成23年8月10日一般競争入札に付した消防ポンプ自動車購入につきまして、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるとでございます。

記といたしまして、契約の目的は、消防ポンプ自動車購入。契約の方法は一般競争入札によるもの。金額は2,378万2,500円でございます。契約の相手方は、ジーエムいちほら工業株式会社、代表取締役光野巍でございます。平成23年9月6日提出、市長名。

今回の購入契約は、北消防署里美出張所で使用している消防ポンプ自動車が20年を経過しまして老朽化したため買いかえるものでございます。

次の59ページに概要を記してございますが、機動性、悪路走破性を高めるため、低床4輪駆動式としてございます。

続きまして、60ページでございますが、議案第55号高規格救急自動車購入契約について、平成23年8月10日一般競争入札に付した高規格救急自動車購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるとでございます。

記といたしまして、契約の目的は高規格救急自動車購入。契約の方法は一般競争入札。金額は3,360万円でございます。契約の相手方は、茨城トヨタ自動車株式会社、代表取締役幡谷史朗です。平成23年9月6日提出、市長名。

今回の購入契約は、平成24年度から業務開始予定の北消防署金砂出張所に新規配備するためのものでございます。

次の16ページに概要を記載してございます。半自動除細動器等の資機材を整備してございます。

続きまして、62ページをお開きいただきます。議案第56号水郡線常陸太田駅改良工事平成23年度委託契約の変更契約の締結についてでございます。これにつきましては、平成23年第2回市議会定例会におきましてご承認いただきました平成23年度の委託契約につきまして、工

事が完了したことによる精算の手続を行う必要があるため、契約の変更をするものでございます。水郡線常陸太田駅改良工事平成23年度委託契約について、下記のとおり変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、契約の目的、水郡線常陸太田駅改良工事。契約の金額、変更前が4億6,935万円、変更後が3億9,855万2,287円。契約の相手方でございますが、茨城県水戸市三の丸一丁目4番47号、東日本旅客鉄道株式会社、執行役員水戸支社長熊本義寛。平成23年9月6日提出、市長名でございます。

今回の変更は減額の契約でございます。その主な理由につきましては、次ページをごらんいただきたいと思います。夜間工事による騒音や振動等の環境悪化の懸念がありましたものですから、日中工事としたことによる保安員の減、それから、駅前広場整備工事と駅舎大屋根等工事との一体的な施工による重機台数の減、また、仮設ヤードの段階的縮小によるリース料の減、さらには、ホームにおきまして基礎に場所打ちコンクリートぐいを当初予定いたしました。鋼管ぐいへの変更による単価を減したものでございまして、契約締結時には工事の特殊性及び特異性から年度協定を上限で概算精算することとしていたことから、今回7,079万7,713円について減額変更をするものでございます。

続きまして、64ページをお開きいただきます。議案第57号でございます。水郡線常陸太田駅改良工事の精算についてでございます。これにつきましては、21年度第2回市議会定例会でご承認いただき協定を結ばせていただきました水郡線常陸太田駅改良工事につきまして、先ほど議案第56号で提案させていただきました平成23年度契約変更に基づき、駅改良工事全体協定の精算を行うための提案でございます。水郡線常陸太田駅改良工事につきまして、下記のとおり協定を精算するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、水郡線常陸太田駅改良工事。契約の金額は、変更前が8億4,307万6,000円、変更後は7億7,227万8,287円、精算は7,079万7,713円の減でございます。契約の相手方は、茨城県水戸市三の丸一丁目4番47号、東日本旅客鉄道株式会社、執行役員水戸支社長熊本義寛でございます。平成23年9月6日提出、市長名。

精算額の内容でございますが、先ほどの56号でお示ししました水郡線常陸太田駅改良工事23年度委託契約の変更契約によって減が生じたものでございます。

続きまして、議案書66ページをお開きいただきます。議案第58号訴えの提起についてでございます。次のとおり訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成23年9月6日提出、市長名。

提案理由でございますが、常陸太田市高貫町地内の市道0110号線及び市道5069号線の一部道路用地につきましては、昭和26年に寄附されたものでありますが、分筆による所有権移転登記がなされておりませんでした。このたび武石東洋男氏より、道路境界に関する裁判が提起され、平成23年7月19日の判決により境界が確定いたしました。このことにより、寄附を受けた一般道路用地が個人敷地内となり、道路通行に著しい支障を生じることとなるため、一般道

路用地の所有権を市に帰属させる必要がありますので、被告となるべき者に対して所有権移転登記請求と石堀の一部撤去を求めて新たに訴えを提起するものでございます。なお、本件の訴訟は弁護士に委任するものでございます。

当時者ですが、原告となるべき者は常陸太田市、被告となるべき者は常陸太田市高貫町1230番地の2、武石東洋男。提起の要旨については、ただいま申し上げたとおりでございます。平成23年9月6日提出、市長名でございます。

続きまして、別冊となっております議案書をお開きいただきます。議案第59号常陸太田市道路線の廃止についてでございます。議案書の別冊の1ページでございますが、常陸太田市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。平成23年9月6日提出、市長名。

提案理由でございますが、道路現況調査等に伴い、市道路線を廃止するものでございます。今回は1719路線、延長距離で17万2,442メートルを廃止するものでございまして、道路現況調査につきましては、現在の市道路線が昭和62年3月に一括認定されましてからかなりの年数がたっております。このことから道路幅員が1.5メートル未満と狭く、市民の日常生活に利用されていない路線につきまして見直しを行うものでございます。

具体的には、2路線を除きまして、道路現況調査に伴う金砂郷地区の国道293号線より北側区域の市道路線を廃止するものでございます。

2ページから145ページにかけまして、市道路線を廃止いたします路線名、起点、終点、幅員、延長が記載してございます。

146ページから149ページにかけましては、三才町及び小島町の2路線の市道路線の廃止図でございます。三才町につきましては、市道としての利用がされていない路線、また、小島町につきましては、県道整備に伴い路線廃止するものでございまして、150ページからにつきましては、ただいま申し上げました金砂郷地区国道293号線の北側の区域につきまして、道路現況調査に伴い見直しを行うものでございます。3つのブロックに分けて市道路線廃止図を記載してございます。詳細の説明を省略させていただきます。

今後の道路現況調査につきましては、金砂郷地区の国道293号線の南側区域、次いで水府地区、それから里美地区を順次行う予定でございます。また、廃止されます道路につきましては、法定外公共物として、引き続き市で管理してまいります。

続きまして、338ページでございます。議案第60号常陸太田市道路線の変更についてでございます。常陸太田市道路線を変更したいので、道路法第10条第3項の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものでございます。平成23年9月6日提出、市長名。

提案理由でございますが、道路整備及び先ほど59号で説明させていただきました道路現況調査等に伴い、市道路線を変更するものでございます。今回の変更につきましては122路線、差し引き延長距離1万4,116メートルの減となっております。この市道路線変更は、1点目といたしまして、道路整備に伴い、市道路線起点終点の変更を行うもの8路線でございます。延長距離は75メートルの減でございます。

2点目といたしましては、金砂郷地区を中心とした道路現況調査に伴う幅員が狭く市道として利用されていない区間につきまして変更するものでございます。114路線、差し引き1万4,041メートルの減。それから、339ページから359ページにかけて変更となる路線名、新旧の起点、終点、幅員、延長を記載してございます。それ以降につきましては、位置図、変更図となっております。ごらんをいただければと思います。

続きまして、466ページでございます。議案第61号常陸太田市道路線の認定についてでございます。常陸太田市道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求めます。平成23年9月6日提出、市長名。

提案理由でございますが、道路整備及び県道移管等に伴い、市道路線と認定するものでございます。

具体的な内容につきましては、467ページでございます。新たに路線認定する路線名、起点、終点、幅員、延長が記載してございまして、8路線、延長距離で3,157メートルとなっております。今回の市道路線の認定ですが、1点目は生活道路線の認定、それから、磯部町の生活道路線の認定でございます。

2点目といたしましては、都市計画道路木崎稲木線整備に伴う主要地方道日立笠間線の一部区間を市道に移管するための認定。木崎一町地内と棚谷町、東一町から金井町の区間でございます。

3つ目には、亀作町地内の3路線でございます。それから、主要道の常陸那珂港山方線整備に伴い、市道認定するものでございます。小島町の4路線でございます。以下、位置図及び認定図を記載してございます。ごらんをいただきたいと思っております。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

#### 日程第4 議案第62号ないし議案第73号

議長（茅根猛君） 次、日程第4、議案第62号平成22年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第63号平成22年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号平成22年度常陸太田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号平成22年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号平成22年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号平成22年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号平成22年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号平成22年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号平成22年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号平成22年度常陸太田市水道事業会計決算認定について、議案第73号平成22年度常陸太田市工業用水道事業会計決算認定について、以上12件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。会計管理者。

議長（茅根猛君） 会計管理者。

〔会計管理者 岡部芳雄君登壇〕

会計管理者（岡部芳雄君） 平成22年度常陸太田市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきまして、提案者にかわりご説明申し上げます。

決算書1ページをお開き願います。議案第62号から議案第71号平成22年度常陸太田市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度常陸太田市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を添えて議会の認定に付す。平成23年9月6日提出、市長名。

5ページをお開き願います。議案第62号平成22年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は258億1,523万3,231円で、予算額に対します収入率は95.1%でございます。歳出決算額は249億2,064万8,688円で、予算額に対します歳出の執行率は91.8%でございます。歳入歳出差引残額は8億9,458万4,543円。この内訳を申し上げますと、7億1,509万3,543円が翌年度への繰越額、また、1億4,963万3,000円が繰越明許費の一般財源です。2,985万8,000円が事故繰越額。これは東日本大震災により工事を一時休止したことによるもので、6月市議会にてご報告を申し上げたとおりでございます。なお、事故繰越額につきましては、一般会計のほか下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計にも計上されておりますが、その理由につきましては一般会計と同様でございますので、各特別会計においての理由は省略し、事故繰越額のみ説明いたします。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は271億5,238万4,180円。調定額は266億8,465万9,132円で、予算額に対します調定率は98.3%でございます。収入済歳入額は歳入決算額と同額でございます。不納欠損額3,352万5,104円は、地方税法の規定に基づき、該当する市税滞納の分を欠損処分した金額でございます。収入未済歳入額8億3,590万4,977円の主なものは、市税、市営住宅使用料及び諸収入等の未納分でございます。

次に、歳出でございますが、歳出予算額は歳入予算額と同額、支出済歳出額は歳出決算額と同額でございます。繰越明許費は10億4,860万2,000円。これは土木費、教育費、衛生費等30事業の繰り越し事業費分でございます。事故繰越額が4億8,145万3,000円、不用額7億168万4,927円の主な費用は、総務費、民生費、教育費、衛生費等でございます。

ただいまご説明いたしました内容の款項別明細が6ページから15ページに、また、地方自治法施行令第166条第2項に基づきます説明資料としての事項別明細書が76ページから347ページに、実質収支に関する調書が348ページに、財産に関する調書が502ページから508ページに記載されておりますので、それぞれごらんいただきたいと思います。

なお、これからご説明申し上げます各特別会計決算書説明欄の収入済歳入額、歳出予算額、支出済歳出額につきましては、一般会計と同様の説明となりますので省略をさせていただきます。

17ページをお開き願います。議案第63号平成22年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は60億5,985万6,992円で、予算額に対します収入率は101.3%ござい

ます。また、歳出決算額は57億302万8,359円で、予算額に対します歳出の執行率は96.3%でございます。歳入歳出差引残額3億5,682万8,633円は、すべて翌年度へ繰り越す額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は59億8,212万6,000円。調定額は64億6,269万4,992円で、予算額に対します調定率は108.0%でございます。不納欠損額3,729万3,535円は、地方税法の規定に基づき、該当する保険税滞納分を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額3億6,554万4,465円は、保険税の未納分でございます。

次に、歳出でございますが、不用額2億7,909万7,641円の主な費目は、保険給付費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が18ページから23ページに、事項別明細書が350ページから385ページに、実質収支に関する調書が386ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

次に、25ページをお開き願います。議案第64号平成22年度常陸太田市老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は1,179万3,884円で、予算額に対します収入率は92.7%でございます。また、歳出決算額は784万4,561円で、予算額に対します歳出の執行率は61.7%でございます。歳入歳出差引残額394万9,323円。これは老人保健特別会計が廃止となったため、翌年度一般会計へ繰り越す額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は1,271万7,000円。調定額が1,179万3,884円で、予算額に対します調定率は92.7%でございます。不納欠損額及び収入未済歳入額はございません。

次に、歳出でございますが、不用額487万2,439円の主な費目は、医療諸費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が26ページから29ページに、事項別明細書が388ページから395ページに、実質収支に関する調書が396ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

次に、31ページをお開き願います。議案第65号平成22年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は5億5,925万2,150円で、予算額に対します収入率は95.0%でございます。また、歳出決算額は5億5,792万7,062円で、予算額に対します歳出の執行率は94.8%でございます。歳入歳出差引残額132万5,088円は、すべて翌年度へ繰り越す額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は5億8,860万9,000円。調定額が5億6,199万9,850円で、予算額に対します調定率は95.5%でございます。不納欠損額37万8,900円は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、該当する保険料滞納分を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額237万5,800円は、保険料の未納分

でございます。

次に、歳出でございますが、不用額3,068万1,938円の主な費目は、広域連合納付金でございます。

なお、款項別明細が32ページから35ページに、事項別明細書が398ページから405ページに、実質収支に関する調書が406ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、37ページをお開き願います。議案第66号平成22年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は44億3,250万5,366円で、予算額に対します収入率は97.6%でございます。また、歳出決算額は43億7,542万4,361円で、予算額に対します歳出の執行率は96.4%でございます。歳入歳出差引残額5,708万1,005円は、すべて翌年度へ繰り越す額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますけれども、歳入予算額は45億4,062万6,000円。調定額は44億4,731万1,366円で、予算額に対します調定率は97.9%でございます。不納欠損額372万800円は、介護保険法の規定に基づき、該当する保険料を欠損処分した額でございます。収入未済歳入額1,108万5,200円は、保険料の未納分でございます。

次に、歳出でございますが、不用額1億6,520万1,639円の主な費目は、保険給付費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が38ページから41ページに、事項別明細書が408ページから441ページに、実質収支に関する調書が442ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、43ページをお開き願います。議案第67号平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は13億9,132万5,088円で、予算額に対します収入率は85.0%でございます。また、歳出決算額は13億5,797万7,341円で、予算額に対します歳出の執行率は79.8%でございます。歳入歳出差引残額は8,552万7,747円。内訳を申し上げますと、6,221万2,747円が翌年度へ繰り越す額であり、26万7,000円が繰越明許費の一般財源で、2,304万8,000円が事故繰越額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は16億3,650万5,000円。調定額は14億7,667万9,064円で、予算額に対します調定率は90.2%でございます。不納欠損額ございません。収入未済歳入額8,535万3,976円は、受益者負担金及び使用料の未納分でございます。

次に、歳出でございますが、繰越明許費456万7,000円は、繰り越し事業費1件分でございます。事故繰越額は2億9,812万1,000円。不用額2,801万9,659円の主な費目は、事業費等でございます。

なお、款項別明細が44ページから47ページに、事項別明細書が444ページから457ペ

ージに、実質収支に関する調書が458ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、49ページをお開き願います。議案第68号平成22年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は8億3,464万6,113円で、予算額に対します収入率は102.4%でございます。また、歳出決算額は8億46万6,682円で、予算額に対します歳出の執行率は98.2%でございます。歳入歳出差引残額3,417万9,431円は、すべて翌年度へ繰り越す額であります。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は8億1,501万5,000円。調定額は8億4,934万6,725円で、予算額に対します調定率は104.2%でございます。不納欠損額ございません。収入未済歳入額1,470万612円は、受益者負担金及び使用料の未納分でございます。

次に、歳出でございますが、繰越明許費、事故繰越はございません。不用額1,454万8,318円の主な費目は、事業費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が50ページから53ページに、事項別明細書が460ページから471ページに、実質収支に関する調書が472ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、55ページをお開き願います。議案第69号平成22年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は1億1,401万6,666円で、予算額に対します収入率は104.3%でございます。また、歳出決算額は1億577万941円で、予算額に対します歳出の執行率は96.8%でございます。歳入歳出差引残額824万5,725円は、すべて翌年度へ繰り越す額であります。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は1億927万5,000円。調定額は1億1,425万9,006円で、予算額に対します調定率は104.6%でございます。不納欠損額はございません。収入未済歳入額24万2,340円は、使用料の未納分でございます。

次に、歳出でございますが、不用額350万4,059円の主な費目は、事業費等でございます。

なお、款項別明細が56ページから59ページに、事項別明細書が474ページから481ページに、実質収支に関する調書が482ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、61ページをお開き願います。議案第70号平成22年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は3億2,497万1,438円で、予算額に対します収入率は102.9%でございます。また、歳出決算額は2億9,211万5,096円で、予算額に対します歳出の執行率は92.5%でございます。歳入歳出差引残額は3,285万6,342円。内訳を申し上げますと、2,948万2,842円が翌年度へ繰り越す額であり、335万8,000円が繰越明許費の一般財源で、1万5,500円が事故繰越額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は3億1,571万3,000円。調

定額は3億3,055万9,099円で、予算額に対します調定率は104.7%でございます。不納欠損額88万4,351円は、地方自治法の規定に基づき、該当する使用料を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額470万3,310円は、使用料の未納分でございます。

次に、歳出でございますが、繰越明許費335万8,000円は、繰り越し事業費1件分でございます。事故繰越額は1,074万5,500円。不用額949万4,404円の主な費目は、事業費等でございます。

なお、款項別明細が62ページから65ページに、事項別明細書が484ページから793ページに、実質収支に関する調書が494ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

次に、67ページをお開き願ひます。議案第71号平成22年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は3,869万3,558円で、予算額に対します収入率は100.0%でございます。また、歳出決算額は91万8,228円で、予算額に対します歳出の執行率は1.4%でございます。歳入歳出差引残額3,777万5,330円。これは宅地分譲事業特別会計が廃止になったため、翌年度一般会計へ繰り越す額となります。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は3,869万3,000円。調定額は3,869万3,558円で、予算額に対します調定率は100.0%でございます。不納欠損額及び収入未済歳入額はございません。

次に、歳出でございますが、不用額3,772万4,772円の費目は、事業費及び予備費でございます。

なお、款項別明細が68ページから71ページに、事項別明細書が496ページから499ページに、実質収支に関する調書が500ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

なお、地方自治法第233条第6項の規定により、提出が求められております各会計主要な施策の成果を説明する書類につきましては、別冊「平成22年度決算に係る主要な施策の成果報告書」をご参照いただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 上下水道部長。

〔上下水道部長 鈴木則文君登壇〕

上下水道部長（鈴木則文君） 議案第72号及び議案第73号につきまして、提案者にかわりましてご説明申し上げます。平成22年度常陸太田市水道事業会計並びに常陸太田市工業用水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成22年度常陸太田市水道事業会計並びに常陸太田市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成23年9月6日提出、市長名。

初めに、議案第72号平成22年度常陸太田市水道事業会計決算についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。平成22年度常陸太田市水道事業決算報告書の収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道事業収益の予算額は11億212万3,000円でございます。決算額は10億8,977万8,685円となりました。これは、予算額に対し、収入割合で98.9%となっております。

続きまして、2ページに参りまして支出でございますが、第1款水道事業費用の予算額は11億5,882万円でございます。決算額は11億1,816万6,299円となりました。これは予算額に対し、96.5%の執行率となっております。

次に、3ページの資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入の予算額は5億56万円でございます。決算額は1億6,879万5,790円となりました。これは予算額に対し、33.7%の執行率となっております。

次に、4ページの支出でございますが、第1款資本的支出の予算額は10億401万3,000円でございます。決算額は5億4,615万3,047円となりました。翌年度繰越額が4億882万円でございます。予算額に対し、45.6%の執行率となっております。

なお、欄外に記してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億7,735万7,257円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,246万6,886円及び過年度分損益勘定留保資金3億6,489万371円で補てんをいたしております。

次に、5ページに移りまして、平成22年度常陸太田市水道事業（常陸太田地区損益計算書）についてご説明を申し上げます。

初めに、1の営業収益でございますが、(1)から(3)までを合わせまして6億2,256万2,637円でございます。2の営業費用は(1)から(7)まで合わせまして6億3,444万8,157円で、営業収支では1,188万5,520円の営業損失となっております。

次に、6ページに参りまして、3の営業外収益でございますが、(1)から(3)までを合わせまして6,250万2,235円でございます。4の営業外費用でございますが、(1)と(2)を合わせまして9,302万3,173円でございますので、営業外収支ではマイナス3,052万938円となっております。

なお、先ほど申し上げた営業損失と営業外損失の合計の経常損失は4,240万6,258円となりました。5の特別利益が(1)の固定資産売却益29万8,919円、6の特別損失は(1)固定資産売却損が15万8,349円でございますので、当年度純損失は4,226万5,888円の計上となっております。

なお、前年度繰越利益剰余金が1億1,443万2,884円でございますので、当年度未処分利益剰余金は7,216万6,996円となっております。

7ページから9ページまでの剰余金計算書につきましては、説明を省略させていただきたいと思います。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。平成22年度常陸太田市水道事業（常陸太田地区剰余金処分計算書（案））についてご説明申し上げます。

先ほど損益計算書によりご説明申し上げましたけれども、1の当年度未処分利益剰余金が7,2

16万6,996円となっております。2の利益剰余金処分量は減債積立金、建設改良積立金ともございませんので、3の翌年度繰越利益剰余金は7,216万6,996円でございます。

11ページから14ページまでの貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、15ページをお開きいただきたいと思います。平成21年度常陸太田市水道事業（金砂郷地区損益計算書）につきましてご説明申し上げます。

初めに、1の営業収益でございますが、(1)から(3)までを合わせまして2億3,036万6,720円でございます。2の営業費用は(1)から(7)まで合わせまして3億57万5,682円で、営業収支では7,020万8,962円の営業損失となっております。

次に、16ページに参りまして、3の営業外収益でございますが、(1)から(3)までを合わせまして1億2,928万9,807円でございます。4の営業外費用でございますが、(1)と(2)を合わせまして5,830万1,898円でございますので、営業外収支では7,098万7,909円となっております。

なお、先ほど申し上げました営業損失を差し引いた経常利益は77万8,947円となりました。5の特別利益、6の特別損失はございませんので、当年度純利益は77万8,947円の計上となっております。

なお、前年度繰越欠損金が4,227万9,613円でございますので、当年度未処理欠損金は4,150万666円となりました。

17ページから18ページの剰余金計算書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、19ページをお開きいただきたいと思います。平成22年度常陸太田市水道事業（金砂郷地区欠損金処理計算書（案））についてご説明申し上げます。

先ほど損益計算書によりご説明申し上げましたが、1の当年度未処理欠損金が4,150万666円となっておりますので、2の欠損金処理はございませんので、3の翌年度繰越欠損金は4,150万666円でございます。

20ページから23ページまでの貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきたいと思えます。

なお、25ページから53ページまでの決算附属資料がございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、議案第73号平成22年度常陸太田市工業用水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

55ページをお開きください。平成22年度常陸太田市工業用水道事業決算報告書、収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款工業用水道事業収益の予算額は1億13万7,000円でございます。決算額は9,364万3,471円でございます。予算額に対し、93.5%の収入率となっております。

次に、56ページの支出でございますが、第1款工業用水道事業費用の予算額は8,122万6,000円でございます。決算額は7,412万1,676円でございます。予算額に対し、91.3%の執行率となっております。

次に、57ページでございますが、資本的収入及び支出の支出につきましては、第1款資本的支出の予算額は4,235万7,000円でございます。決算額は4,227万7,138円でございます。予算額に対し、99.8%の執行率となっております。

なお、欄外に記してございますが、資本的収入はございませんので、資本的支出額に不足する額4,227万7,138円は、当年度分損益勘定留保資金で同額補てんをいたしております。

次に、58ページの平成22年度常陸太田市工業用水道事業（常陸太田損益計算書）についてご説明申し上げます。

1の営業収益は、(1)と(2)を合わせまして5,016万1,450円でございます。2の営業費用は(1)から(4)まで合わせまして6,552万2,528円で、営業収支では1,536万1,078円の営業損失となっております。3の営業外収益でございますが、(1)から(4)までを合わせ4,009万6,523円でございます。4の営業外費用でございますが、539万37円でございますので、営業外収支では3,470万6,486円のプラスとなっております。

なお、先ほど申し上げました営業損失を差し引いた経常利益は1,934万5,408円となりました。特別利益、特別損失はございませんので、当年度純利益は1,934万5,408円の計上となっております。

なお、前年度繰越欠損金が6,154万3,218円でございますので、当年度未処理欠損金は4,219万7,810円となりました。

次のページの剰余金計算書につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

60ページをお開きいただきたいと思います。平成22年度常陸太田市工業用水道事業（常陸太田欠損金処理計算書（案））についてご説明申し上げます。

先ほど損益計算書によりご説明申し上げましたが、1の当年度未処理欠損金が4,219万7,810円となっております。2の欠損金処理額はございませんので、3の翌年度繰越欠損金は4,219万7,810円でございます。

次の貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、62ページをお開きいただきたいと思います。平成22年度常陸太田市工業用水道事業（金砂郷損益計算書）についてご説明申し上げます。

1の営業収益、2の営業費用は、給水事業所がございませんのでゼロでございます。3の営業外収益につきましては、預金利子の17万6,241円の計上でございます。4の営業外費用はございませんので、営業外収支では17万6,241円のプラスでございますので、当年度純利益は17万6,241円となりました。

なお、前年度繰越利益剰余金が105万6,117円でございますので、当年度未処分利益剰余金は123万2,328円となりました。

次に、次ページの63ページ、剰余金計算書につきましては、説明を省略させていただきまして、64ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度常陸太田市工業用水道事業（金砂郷剰余金処分計算書（案））についてご説明申し上げます。

先ほど損益計算書によりご説明申し上げましたが、1の当年度未処分利益剰余金が123万2,358円となっております。2の利益剰余金処分額はございませんので、3の翌年度繰越利益剰余金は123万2,358円でございます。

次の貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

67ページから79ページまで、決算附属資料がございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第72号及び議案第73号について説明を終了させていただきます。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

この際、監査委員より決算審査の結果について報告を求めます。中村監査委員。

〔監査委員 中村弘君登壇〕

監査委員（中村弘君） 議長のご指名によりまして、平成22年度決算審査の経過と結果について報告します。

最初に、一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況について申し上げます。この決算審査はご承知のように、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき行ったわけでございます。

審査の対象といたしまして、決算及びその書類は、お手元の審査報告書の1ページに3つのグループに分けて記載されてございます。

その第1は、一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算でございます。その内容は、一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計、簡易水道事業特別会計、宅地分譲事業特別会計、10件の歳入歳出決算でございます。

第2は、政令で定める書類で3件でございます。一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、そして財産に関する調書でございます。

第3は、基金運用状況を示す書類で、奨学基金、土地開発基金、用品調達基金、肉用牛特別導入事業基金、印紙等購入基金の以上5つの基金でございます。

審査に当たりましては、一般会計並びに特別会計決算書及び政令で定める書類等について、関係諸帳簿と証書類を照合し、定期監査、例月現金出納検査等の結果を参考にしながら、決算計数の正確性及び収入支出の合理性の確認を行い、あわせて関係課職員の説明を聴取して審査を行いました。また、基金運用状況につきましては、運用基金状況調書と関係諸帳簿により決算書及び政令で定められた書類の審査に準じて審査を行いました。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、政令で定める書類及び基金の運用状況を示す書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿、諸書類を照査した結果、それぞれ符合し正確であることを認めました。また、予算執行につきましては、適正なものであることを認めた次第でございます。詳細につきましては、審査意見書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算審査の経過と結果についてご報告申

上げます。

これは、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づいて行う審査でございます。審査いたしました書類は、決算書類として決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、欠損金処理計算書、貸借対照表、さらに決算附属書類といたしまして、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書でございます。これらが地方公営企業法、その他関係法令に準拠して適正に作成されていたかどうか、企業経営成績及び財政状況が適性に表示されているかどうかについて審査したわけでございます。その結果、審査に付されました決算報告書、財務諸表、その他の書類は、地方公営企業関係法令に準拠して作成され、かつ計数は正確で各企業の経営成績及び財政状況は適正に表示されていると認めた次第でございます。詳細につきましては審査意見書をごらんいただきたいと思います。

以上で、簡単ではございますけれどもご報告申し上げます。

議長（茅根猛君） 報告が終わりました。

日程第5 議案第74号ないし議案第83号

議長（茅根猛君） 次、日程第5、議案第74号平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）について、議案第75号平成23年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第76号平成23年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第77号平成23年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第78号平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第79号平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第80号平成23年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第81号平成23年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第82号平成23年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第83号平成23年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、以上10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） それでは、別冊横長のつづり、まず1ページをお開きいただきます。

議案第74号平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。平成23年度常陸太田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,910万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ272億7,050万6,000円とする。第2条は地方債の補正でございます。平成23年9月6日提出、市長名。

主な内容につきましては、9ページからの事項別明細によりご説明させていただきます。

9ページのまず歳入でございます。第10款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正予算の財源といたしまして、普通交付税3億670万円を計上いたしました。

14款2項1目総務費国庫補助金の減額542万2,000円につきましては、複合型交流施設の整備を本年度見合わせたため、その財源を減額したものでございます。それから、5目の土木費国庫補助金でございますが、木造住宅耐震診断士派遣事業の財源といたしまして45万円、7目の教育費国庫補助金には、資料館活用計画策定の税源として、重要文化財建造物等公開活用事業費補助金29万円を計上いたしました。

15款2項県補助金でございますが、2目民生費補助金におきまして、障害者駐車場利用者証印刷費の財源として62万9,000円を見込んでおります。また、4目の農林水産業費県補助金につきましては、農業関係施設復旧事業費補助の財源といたしまして9,011万5,000円を計上いたしました。5目の商工費県補助金356万3,000円の増額につきましては、放射線測定調査の財源といたしまして、緊急雇用創出事業費補助金を見込んだものでございます。

17款の寄附金でございますが、震災義援金937万2,000円を計上いたしました。

18款1項特別会計繰入金につきましては、22年度決算額の確定により、一般会計への精算金合計2,656万9,000円を計上してございます。

10ページに参りまして、2項基金繰入金におきましては、竜神大吊橋塗装事業などの今年度施工を見合わせましたことから、水府地区観光施設管理基金繰入金1億5,281万8,000円を減額いたしました。

19款繰越金でございます。22年度一般会計決算の確定により4億6,509万3,000円、老人保健特別会計の廃止による決算剰余金として44万9,000円を予算化いたしました。

20款の4項3目雑入についてでございますが、茨城県市町村振興協会よりの災害対策支援金3,505万円を計上したほか、合計3,541万円を見込んでおります。

21款市債の補正でございます。3目の過疎対策事業債は、北消防署金砂出張所整備の財源として2,060万円を計上いたしました。また、4目の合併特例事業債は複合型交流拠点施設整備に係る財源3億6,190万円を減額いたしました。

11ページ、歳出でございます。

1款議会費、2款の総務費でございますが、給料、職員手当等、共済金について、それから、職員の定期人事異動や震災の復旧、復興に係る時間外勤務として、各費目ごとに計上したものでございます。また、これらに伴い各特別会計への繰出金の補正を計上してございます。

12ページの2款1項3目財政管理費の積立金でございますが、地方財政法に基づく歳計剰余金の積み立てといたしまして、前年度実質収支の2分の1である3億5,754万7,000円を積み立てるものでございます。7目の支所費でございますが、金砂郷支所分庁舎に係る外壁修繕137万2,000円を削減し、金砂郷支所解体に係る設計委託料356万円を計上いたしました。9目情報通信管理費の委託料1,580万5,000円の減額と15目の複合型交流拠点施設整備費3億8,741万9,000円の減額につきましては、震災復興の財源確保に当たりまして、全庁ネットワークシステムにおける機械更新や複合型交流拠点施設の整備を次年度以降に先送りするものでございます。

14ページをお開きいただきます。3款1項2目の老人福祉費の補正でございますが、緊急通

報システムの貸し出し件数が増えておりますことから、80台分520万3,000円を増額計上いたしました。

15ページの4目障害者福祉費の62万9,000円につきましては、障害者の駐車場利用者証を印刷するものでございます。

16ページをお開きいただきます。3款4項1目災害救助費の補正でございます。被災者用住宅の借り上げに要する費用として、備品費に仲介料105万円、それから、14節に住宅借り上げ料1,600万円を追加計上いたしました。ごみ処理手数料の減額2億7,400万円につきましては、震災ごみ処理業務委託料2億6,800万円、作業機械等借り上げ料500万円、震災ごみ処理助成事業費助成金100万円にそれぞれ計上がえするものでございます。また、市単独の支援金であります東日本大震災被害対策費支援金4億1,550万円を追加いたしました。

18ページでございます。5款1項農業費の3目農業振興費でございますが、特産品のPRとしてブドウ、ナシ、米、そばのPR用ののぼりの購入費19万3,000円、ポスターやちらしの印刷費45万2,000円を計上いたしました。5目の農地費の補正1億908万4,000円につきましては、職員の異動等のほか、災害復旧事業の財源として農業集落排水事業特別会計に繰り出すものでございます。

19ページをお開きいただきます。6款1項2目商工振興費でございますが、消費の拡大と地域経済の活性化を図るために、プレミアム商品券事業費の補助金といたしまして1,000万円を計上いたしました。4目の観光費でございますが、震災関係の財源確保として施設案内板設置、竜神大吊橋の塗装などを減額いたしました。奥久慈トレイルレース負担金や各種イベント開催補助金の減額につきましても開催の自粛や規模の縮小により、災害関連の財源を確保したものでございます。

21ページをお開きいただきます。7款5項下水道費でございますが、災害復旧事業の財源としまして897万6,000円を下水道事業特別会計に繰り出すものでございます。

22ページでございます。8款1項5目災害対策費でございますが、社会保険料33万円、パートタイマー賃金198万5,000円、消耗品費10万3,000円、燃料費18万8,000円、14節の自動車借り上げ料67万2,000円につきましては、緊急雇用創出事業費補助金を活用しまして、調査を希望する市民の自宅に向いて放射線量の測定を行うものでございます。また、罹災証明等の発送に係る郵送料といたしまして40万5,000円を計上いたしましたほか、金砂郷庁舎の解体に当たりまして、防災行政無線の移設に係る委託料74万6,000円、移設工事費653万1,000円を計上いたしました。

24ページでございます。9款3項中学校費の3目学校建設費でございますが、峰山中学校の外構整備に係る予算8,275万1,000円を減額いたしました。これにつきましては、震災によるグラウンド液状化の災害復旧を実施した後に外構整備を行うこととしたものでございます。

25ページの5項7目資料館費でございますが、旧法務局庁舎を含む資料館活用計画を策定するための経費として57万2,000円を計上いたしました。

26ページをお開きいただきます。10款1項1目農林災害復旧費でございますが、1億3,5

17万1,000円を予算化いたしました。これにつきましては、農業関係施設の復旧に要する経費を助成するものでございます。

27ページでございますが、3項1目民生施設災害復旧費3,100万円の補正につきましては、宮ノ脇保育園の復旧に要する工事請負費でございます。4項2目社会教育施設災害復旧費につきましては、国登録の文化財となっております旧町屋変電所の復旧に伴う委託料451万5,000円、太田公民館の工事請負費294万1,000円を予算化いたしました。

11款公債費の補正でございますが、峰山中学校の旧校舍解体に伴い、増築分の未償還金がありました1,335万4,000円を繰り上げ償還するものでございます。

6ページにお戻りいただきまして、地方債の補正でございます。北消防署金砂出張所整備などのため、過疎対策事業費を4億1,480万円、複合型交流拠点施設整備事業の先送りによる合併特例債事業費を5億990万円とし、限度額合計を20億4,370万円に減額するものでございます。

続きまして、議案第75号でございます。議案第75号平成23年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)でございます。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,195万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億639万9,000円とする。平成23年9月6日提出、市長名。

今回の補正予算につきましては、平成22年度決算に伴う繰り越しや繰り入れ、基金の積み立てなどによる補正でございます。

6ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

第9款の繰入金ですが、1項1目の一般会計繰入金につきましては、職員の異動などによる減でございます。また、その下の2項1目の支払準備基金繰入金につきましては、歳入歳出の予算調整によるものでございます。

10款の繰越金につきましては、平成22年度決算に伴うものでございます。

7ページの歳出でございますが、第1款総務費につきましては、職員の異動などによるものでございます。

8ページの9款基金積立金につきましては、22年度決算繰越金が主なものでございます。

続きまして、議案第76号平成23年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,284万8,000円とする。平成23年9月6日提出、市長名。

今回の補正予算につきましては、職員の異動による職員給与費の増及び平成22年度決算に伴う繰越金の確定などに伴う補正でございます。

6ページに事項別明細の歳入がございます。

3款の繰入金につきましては、歳出補正に係る財源について、一般会計からの繰り入れによるものとして補正調整を行うものでございます。

4款の繰越金につきましては、平成22年度決算に伴うものでございます。

5 款の諸収入につきましては、平成 2 2 年度後期高齢者医療保険料等負担金の確定によるものでございます。

7 ページをお開きいただきます。

歳出でございますが、1 款の総務費につきましては、職員の異動などによる増でございます。

第 3 款の諸支出金につきましては、過年度の事務費繰入金精算に伴う一般会計繰出金の確定によるものでございます。

第 4 款の予備費ですが、歳入歳出予算調整に伴う補正でございます。

続きまして、議案第 7 7 号平成 2 3 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,790 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45 億 8,410 万 4,000 円とするものでございます。平成 2 3 年 9 月 6 日提出、市長名。

6 ページからの事項別明細でございますが、まず、歳入でございます。

7 款 1 項 4 目その他一般会計繰入金につきましては、職員の異動等に伴う減額補正。

7 款 2 項 1 目の支払準備基金繰入金につきましては、繰越金確定に伴う増額の補正。

8 款の繰越金につきましては、平成 2 2 年度決算に伴う増額補正。

続きまして、7 ページの歳出でございますが、1 款 1 項 1 目一般管理費及び 3 項 1 目介護認定審査会費につきましては、いずれも職員の異動等による減額補正でございます。

8 款 1 項 2 目の償還金及びその下の 8 款 2 項 1 目の一般会計繰出金につきましては、平成 2 2 年度決算に伴う精算による補正でございます。

続きまして、議案第 7 8 号でございます。平成 2 3 年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,618 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 5,512 万 9,000 円とする。平成 2 3 年 9 月 6 日提出、市長名。

6 ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

6 款の一般会計繰入金 897 万 6,000 円につきましては、災害復旧費の追加に伴うものでございます。

7 款の繰越金 4,721 万 3,000 円につきましては、前年度繰越金でございます。

7 ページに歳出でございますが、1 款 1 項 1 目工業下水道費 1,683 万円の増額は、人事異動に伴う職員人件費の減及び消費税納付額の増によるものでございます。3 目の特環下水道費 80 万 4,000 円の減額は、人事異動に伴う職員人件費の減によるものでございます。

4 款 1 項 1 目下水道施設災害復旧費 4,736 万 3,000 円の増額は、災害復旧工事に伴う委託料、工事請負費、原材料費の計上でございます。

続きまして、議案第 7 9 号平成 2 3 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1,132 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 7,503 万 7,000 円とする。第 2 条、地方債の変更は地方債補正による。平成 2 3 年 9 月 6 日提出、市長名。

7ページの事項別明細歳入でございます。

3款の県支出金6,486万円,5款の繰入金1億908万4,000円,9款の市債1,620万円につきましては,それぞれ災害復旧費の追加に伴うものでございます。

6款の繰越金3,117万9,000円につきましては,前年度繰越金でございます。

8ページは歳出でございますが,1款1項1目総務管理費679万8,000円の減額は,人事異動に伴う職員人件費の減でございます。

4款1項1目農業集落排水施設災害復旧費2億2,812万1,000円の増額につきましては,災害復旧工事に伴う委託料,工事請負費,原材料費の計上でございます。

続きまして,議案第80号平成23年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。第1条,歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万2,000円を追加し,歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,219万5,000円とする。平成23年9月6日提出,市長名。

6ページに事項別明細歳入でございます。

4款の繰入金,一般会計繰入金596万4,000円の減額につきましては,前年度繰越金の増に伴う繰入金の減によるものでございます。

5款の繰越金674万6,000円につきましては,前年度繰越金でございます。

7ページに歳出がございます。

1款1項1目戸別合併処理浄化槽設置整備事業費78万2,000円の増額は,人事異動に伴う職員人件費の増によるものでございます。

続きまして,議案第81号でございます。平成23年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。第1条,歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万9,000円を追加し,歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,389万円とする。平成23年9月6日提出,市長名。

6ページに事項別明細歳入がございます。

2款の使用料及び手数料,簡易水道使用料444万円の減額につきましては,震災に伴う簡易水道使用料の減免によるものでございます。

3款の繰入金,一般会計繰入金169万1,000円の減額につきましては,職員の異動に伴う人件費の減でございます。

4款の繰越金794万円につきましては,前年度繰越金でございます。

7ページの歳出でございますが,1款1項1目一般管理費169万1,000円の減額は,職員の異動に伴う人件費の減でございます。

1款3項1目配管費350万円の増額は,災害時におけます里美地区の南部及び北部の2カ所へ臨時給水所を設置するため,消火栓と同等の接続装置を配置するものでございます。

議案第82号平成23年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第2号)についてでございます。第1条は総則でございます。第2条,収益的収入及び支出の補正でございます。第3条に定められた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。収入の第1款水道事業収益を1,

056万円減額し11億9,934万3,000円とし、支出の第2款水道事業費用を287万6,000円減額し、11億2,727万3,000円とするものでございます。第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございまして、予算第9条に定めた経費の金額を次のように定める。職員給与費を665万9,000円増額し、1億7,808万1,000円に改めるものでございます。平成23年9月6日提出、市長名でございます。

詳細につきましては、予算明細書にて説明を申し上げます。

8ページをお開きいただきます。初めに、収益的収入及び支出の収入でございますが、1款1項2目2節給水工事収益1,056万円の減額でございますが、複合型交流拠点施設の着工を先送りしたことによるものでございます。

次に、9ページの収益的支出でございますが、2款1項1目原水及び浄水費、2目の配水及び給水費、4目の総係費につきましては、職員の人事異動等による増額でございます。3目の受託工事費の減額につきましては、複合型交流拠点施設の着工の先送りによるものでございます。

続きまして、議案第83号平成23年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第2号)について、第1条は総則でございます。第2条、収益的収入及び支出の補正で、平成23年度常陸太田市工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。支出の第1款工業用水道事業費用を5万円3,000円減額し、7,565万8,000円とするものでございます。第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、予算第7条に定めた経費の金額を次のように定める。職員給与費を5万3,000円減額し、1,376万4,000円に改めるものでございます。平成23年9月6日提出、市長名でございます。

詳細につきましては、7ページをお開きいただきます。予算明細書でございます。

収益的収入及び支出でございます。1款1項4目総係費の減額につきましては、職員の人事異動によるものでございます。

以上でございます。

議長(茅根猛君) 説明は終わりました。

議長(茅根猛君) 以上で、本日の議事は議了いたしました。

今回は、9月8日、定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後0時20分散会